



和歌山市公報

令和6年（2024年）10月2日
号外第10号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
30	和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	2
31	和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	3
32	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	4
33	和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	5
34	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	6
35	和歌山市立学校条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）	7
36	和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（営業課）	8
37	和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（下水道管理課）	9
38	和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（議会政策課）	10

【 規 則 】

53	和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	12
54	和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（国保年金課）	13
55	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（デジタル推進課）	14

【 告 示 】

386	令和6年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	15
387	公示送達（令和5年度介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・（介護保険課）	16

【 市議会規則 】

2	和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（議会政策課）	17
---	---	----

【 企業局規程 】

8	和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課）	19
9	和歌山市排水設備等指定工事店条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課）	20

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第30号

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「250円」を「1,080円」に改め、同項第3号中「1,400円」を「2,160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和歌山市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第14条第2項第1号及び第3号の規定は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第31号

和歌山市災害派遣手当等の支給に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等の額）

第2条 災害派遣手当等の額は、別表に定める額とする。

（支給方法）

第3条 災害派遣手当等は、その月分を翌月の16日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設の区分 本市の区域内に滞在した期間	公用の施設又はこれに準 ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につ き）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、派遣職員が本市の区域に到着した日以後、本市の区域を出発した日の前日までの期間をいう。
- この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第32号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表2の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表1の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表2の項の改正規定 令和6年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第33号

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第34号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第19条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第16条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第35号

和歌山市立学校条例の一部を改正する条例

和歌山市立学校条例（昭和48年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、次項に定めるもののほか」を削る。

別表第2に次のように加える。

和歌山市立和歌山あけぼの中学校	和歌山市六十谷45番地
-----------------	-------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第36号

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項の表専用給水装置の項中「770円」を「979円」に、「1,100円」を「1,408円」に、「1,540円」を「2,310円」に、「22円」を「25円30銭」に、「154円」を「173円80銭」に、「181円50銭」を「204円60銭」に、「220円」を「247円50銭」に、「275円」を「310円20銭」に、「363円」を「409円20銭」に、「3,850円」を「5,995円」に、「7,260円」を「10,395円」に、「14,740円」を「22,880円」に、「23,540円」を「39,655円」に、「50,600円」を「92,345円」に、「72,600円」を「157,575円」に、「8,800円」を「10,366円40銭」に、「71円50銭」を「84円70銭」に、「7,920円」を「9,330円20銭」に、「517円」を「609円40銭」に改め、同表共用給水装置の項中「770円」を「979円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第25条第1項の表の規定は、令和7年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第37号

和歌山市下水道条例及び和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部を改正する条例

（和歌山市下水道条例の一部改正）

第1条 和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「排水設備等指定工事店（）」の次に「それぞれの営業所において選任する」を加え、「専属して」を削る。

第26条中「第12条第1項第10号」を「第12条第10号」に改める。

（和歌山市排水設備等指定工事店条例の一部改正）

第2条 和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「専属して従事する」を「それぞれの営業所において選任する」に改める。

第3条第1号中「専属して従事する」を「選任する」に改める。

第10条第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、和歌山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第38号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第8条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「および」を「及び」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第10条第1項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中「および」を「及び」に改める。

第13条第2項中「または」を「又は」に、「あつた」を「あった」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第14条ただし書中「および」を「及び」に改める。

第16条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条ただし書中「あつた」を「あった」に改める。

第18条第2項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条第2項中「および」を「及び」に、「きこう」を「聴こう」に改める。

第22条中「および」を「及び」に改める。

第23条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第27条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第53号

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員特殊勤務手当支給規則（平成18年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条の表別表第3号の項中「別表第3号」の次に「（同号スを除く。）」を加える。

別表第1号中	職員が、道路、橋りょう、下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事したとき。	1日 250円	を
「			
ア	職員が、道路、橋りょう、下水道又は用悪水路の災害応急作業又は維持修繕作業に従事したとき。	1日 250円	に改め、同表第3号に
イ	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。	1日 1,080円	

次のように加える。

ス	消防職員が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項に規定する消防の相互応援のため又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動して消防業務に従事したとき。	1日 1,080円（市長が著しく危険であると認める区域において当該消防業務に従事した場合にあっては、1日2,160円。）
---	---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第4条並びに別表第1号及び第3号の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第54号

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、同一の出産」を「及び同一の出産」に改め、「及び被保険者証」を削る。

第6条中「及び被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第55号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則の一部を改正する規則

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務、情報等を定める規則（平成27年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「又は特例給付」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市告示第386号

令和6年10月1日市議会定例会において議決された令和6年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓
(令和6年10月2日揭示済)

和歌山市告示第387号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年10月2日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第4期の納期は、 令和6年10月15日に変更する。
令和5年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市議会議長 丹羽直子

和歌山市議会規則第2号

和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第86条」を「第86条の2」に改め、「第160条」の次に「・第160条の2」を加える。

第86条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第86条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第109条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第110条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。第119条中「表決に加わることができない。」の次に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第136条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第160条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第160条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山市公報（号外第10号） 令和6年（2024年）10月2日

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第8号

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員特殊勤務手当支給規程（平成18年水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1号を次のように改める。

(1) 災害応急等派遣業務手当	ア イに該当する場合を除き、大規模地震等の災害が発生した市町村(本市を除く。)において、日本水道協会等からの要請に基づいて行う復旧作業等に従事したとき。	1日	1,080円
	イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村(本市を除く。)の区域において、災害発生市町村等からの要請に基づいて行う災害応急作業又は被災者の援護を図るための作業の現場に従事したとき。		

附 則

この規程は、令和6年10月2日から施行し、この規程による改正後の別表第1号の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（令和6年10月2日揭示済）

和歌山市排水設備等指定工事店条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年10月2日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第9号

和歌山市排水設備等指定工事店条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市排水設備等指定工事店条例施行規程（平成30年水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「専属の」を「それぞれの営業所において選任する」に改める。

第6条第3号中「専属する」を「選任する」に改める。

第9条第1項中「排水設備等工事責任技術者証」の次に「（以下「責任技術者証」という。）」を加え、同条第2項中「排水設備等責任技術者証変更届出書」を「排水設備等工事責任技術者証変更届出書」に改める。

別記様式第1号中「専属して」を「選任して」に、

「7 排水設備等指定工事店証の写し（更新の場合）」を

「7 排水設備等指定工事店証の写し（更新の場合）」

に改める。

8 営業所の兼務状況を確認できる書類（他の営業所について兼務する場合）」

別記様式第3号中「専属して」を「選任して」に改める。

別記様式第4号中「専属の」を「選任の」に、「登記事項証明書（法人のみ）・住民票の写し」を「法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し」に、

「専属して従事する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類・排水設備等責任技術者証」を

「選任して従事する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類・排水設備等工事責任技術

者証・営業所の兼務状況を確認できる書類（他の営業所について兼務する場合）」

に

6 排水設備等指定工事店証書換え、再交付申請書（別記様式第10号）」

」

改める。

別記様式第9号中「排水設備等工事責任技術者証 書換え・再交付申請書」を「排水設備等工事責任技術者証書換え、再交付申請書（別記様式第11号）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年10月2日から施行する。

（令和6年10月2日揭示済）

公告

和歌山市西コミュニティセンターの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月9日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

1 管理施設

和歌山市西コミュニティセンター（和歌山市砂山南三丁目1番11号）

2 業務内容

- (1) 指定管理者の指定後速やかに行う業務
- (2) 案内等に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (5) 秩序保持及び安全管理に関する業務
- (6) 業務報告に関すること。

3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定申込方法

(1) 募集要項の配布期間、配布場所及び配布方法

期間 令和6年10月9日から同年10月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市西汀丁29番地 和歌山市教育文化センター1階 生涯学習課公民館
振興班において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書の受付期間及び受付場所

期間 令和6年10月9日から同年11月7日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市西汀丁29番地 和歌山市教育文化センター1階 生涯学習課公民館
振興班

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和6年10月9日揭示済）